

平成 28 年度 大分県夏季労働災害防止強化期間実施要綱

大分労働局

1 趣 旨

大分県における労働災害は、長期的には減少傾向にあり、平成 27 年の休業 4 日以上死傷者数については、1,175 人であり 2 年連続して増加していたものが減少に転じている。しかしながら、大分労働局の定めた「第 12 次労働災害防止計画」の 3 年目の目標値は 1,038 人以下であるが、137 人(13.2%)上回っており、平成 29 年に 969 人にするためには相当な努力が必要である。

本年における労働災害発生状況は、5 月末日現在、昨年同期と比較して死傷者数は 17 人(4.5%)増加しており、死亡災害は建設業で 4 人、製造業で 2 人の 6 人で、昨年を 1 人上回っている状況にある。

このような状況にあって、夏季においては、熱中症等を含め、労働災害が多発する傾向にあること、台風、集中豪雨等による自然災害の復旧作業中における労働災害の発生が懸念される時期でもあること等から、大分労働局においては、7 月から 8 月までの 2 か月間を「大分県夏季労働災害防止強化期間」とし、熱中症対策を含め、特に、「安全の見える化運動」の実施等、労働災害防止対策のより一層の徹底を図るものとする。

2 実施期間 平成 28 年 7 月 1 日 ~ 8 月 31 日

3 主 唱 者 大 分 労 働 局

4 実 施 者 県下各事業場、労働災害防止団体及び事業者団体

5 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

「安全の見える化運動」の取組み等、労働災害防止対策の徹底を図るため、労働災害防止団体、事業者団体等に対して協力を要請する。

各種会議、集団指導等のあらゆる機会を捉え、本実施要綱の趣旨及び「平成 28 年度大分県夏季労働災害防止強化期間重点実施事項」について周知徹底を図る。

本実施要綱について、大分労働局ホームページに掲載するなどにより、積極的な周知を行うほか、様々な広報活動を行う。

各事業場に、安全衛生パトロール、監督指導等において本実施要綱の周知徹底を図る。

(2) 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項

傘下の会員事業場に対し、本実施要綱の実施事項についての周知徹底等を行うとともに、その取組結果をとりまとめる。

傘下の会員事業場が実施する取組みについて、支援援助を行う。

会報等による広報活動を行う。

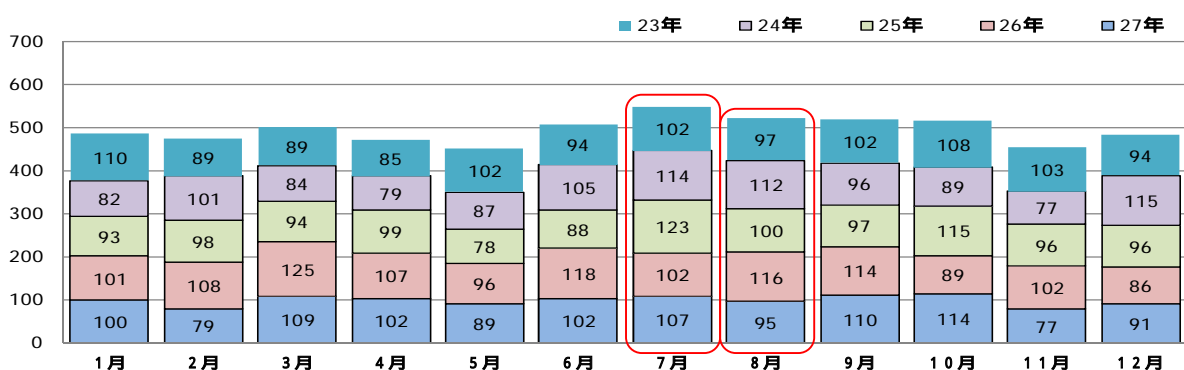
(3) 事業場の実施事項

「平成 28 年度大分県夏季労働災害防止強化期間重点実施事項」に基づき、経営トップ自らが自主的に取組みを行うとともに、労働者に対する周知徹底等を行う。

経営トップ自らが職場巡視、安全衛生パトロール等を実施し、自主的安全衛生管理活動の活性化を図る。

裏面重点実施事項に基づき、労働災害防止のための施策を講じる。

大分県における過去 5 年間の月別死傷災害(休業 4 日以上)



平成 28 年度 大分県夏季労働災害防止強化期間重点実施事項

～ 安全衛生管理体制を確立し、死亡・重大災害を根絶しよう!! ～

大 分 労 働 局

1 全業種における実施事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- (3) 自主的な安全衛生活動の促進
- (4) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」への取り組み
- (5) 交通労働災害防止対策等
- (6) 「安全の見える化運動」への取り組み
- (7) 熱中症対策の徹底

2 業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

(1) 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- イ 災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化等
- ウ 食品加工用機械、木材加工用機械等による切れ・こすれ災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置の徹底

(2) 建設業における労働災害防止対策

- ア 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- イ 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
- ウ 事務所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮等
- エ 「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及促進

(3) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

- ア 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- イ 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施等

(4) 第三次産業における労働災害防止対策

安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

(5) 林業の労働災害防止対策

- ア 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- イ 間伐作業での安全対策の徹底等
- ウ 林業安全遵守 5 原則の徹底

(6) 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

- ア 化学設備の定期自主検査の計画的な実施等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- イ 特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等